

日医発第8号(保2)  
平成26年4月2日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

平成26年度労災診療費算定基準の一部改定について

健康保険診療報酬点数表等の改定が、本年4月1日に実施されることにともない、労災診療費算定基準における健康保険準拠項目および労災特掲項目が一部改定されることとなり、厚生労働省労働基準局長および労働基準局労災補償部補償課長より、関係機関に対し別紙のとおり通知されましたのでご連絡申し上げます。

今回の改定の概要は別紙①のとおりであり、本取扱いについては4月1日以降の診療にかかるものから適用されるものでありますので、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

なお、例年本会が作成しております労災点数表『労災診療費算定基準』につきましては、出来上がり次第各都道府県医師会あてにお送りするとともに、本会ホームページに掲載する予定としておりますので、ご了承のほど併せてお願い申し上げます。

また、健康保険診療報酬点数表等の改定にともない、「労災保険における看護料算定基準について」の一部が改定されることとなり、別添のとおり厚生労働省労働基準局長より関係機関に対し通知されましたので、併せてご連絡申し上げます。

[添付資料]

- ・別紙① 平成26年度 労災診療費算定基準の一部改定について [主な改定項目]  
(日本医師会医療保険課作成)
- ・「労災診療費算定基準」の一部改定について  
(平26.3.31 基発0331第6号 厚生労働省労働基準局長)
- ・労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について  
(平26.3.31 基労補発0331第5号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長)
- ・労災保険における看護料算定基準の一部改正について  
(平26.3.31 基発0331第7号 厚生労働省労働基準局長)

## 別紙①

## 平成26年度 労災診療費算定基準の一部改定について [主な改定項目]

(下線が改定箇所)

	改定後 (H26. 4. 1～)	改定前 (～H26. 3. 31)
1 初診料	3, 7 6 0円 (下記の点に留意する。) ア 略 イ <u>健保点数表 (医科に限る。) の初診料の注5のただし書に該当する場合 (上記アに規定する場合を除く。)</u> については、 <u>1, 8 8 0円を算定できる。</u>	3, 6 4 0円 ア 略 イ <u>健保点数表 (医科に限る。) の初診料の注3のただし書に該当する場合 (上記アに規定する場合を除く。)</u> については、 <u>1, 8 2 0円を算定できる。</u>
2 再診料	1, 3 9 0円 イ <u>健保点数表 (医科に限る。) の「再診料」の注3に該当する場合</u> については、 <u>6 9 0円を算定できる。</u>	1, 3 6 0円 イ <u>健保点数表 (医科に限る。) の「再診料」の注2に該当する場合</u> については、 <u>6 7 0円を算定できる。</u>
3 再就労療養指導管理料	(当該項目を削除し、職場復帰支援・療養指導料として新設)	<u>精神疾患を主たる傷病とする場合</u> 月1回 5 6 0点 <u>その他の疾患の場合</u> 月1回 4 2 0点 <u>入院治療後、通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず、通院療養を3ヵ月以上継続している者で、就労が可能と医師が認める者に対し、職場に応じた就労にあたっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋 (別紙様式1～4)」を傷病労働者に交付し、指導を行った場合に算定することができる。</u> <u>また、傷病労働者の主治医が、当該労働者の同意を得て所属事業場の産業医 (主治医が当該労働者の所属事業場の産業医を兼ねている場合を除く。) に対して、文書 (指導管理箋等) をもって情報提供をした場合についても算定できる。</u> <u>(以下略)</u>
4 リハビリテーション	(下記の点に留意する) ア <u>疾患別リハビリテーションについては、健保点数表のリハビリテーションの通則1にかかわらず、次の点数で算定することができるものとす</u>	

	<p>る。  (ア) 略  (イ) 心大血管疾患リハビリテーション料金(Ⅱ)(1単位) <u>105点</u>  (ウ)～(オ) 略  (カ) 運動器リハビリテーション料金(Ⅰ)(1単位) <u>185点</u>  (キ) 略  (ク) 運動器リハビリテーション料金(Ⅲ)(1単位) <u>85点</u>  (ケ) 略  (ク) 呼吸器リハビリテーション料金(Ⅱ)(1単位) <u>85点</u></p> <p>イ 疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注1のただし書きにかかわらず、健保点数表に定める標準算定日数を超えて算定できることとし、健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定の注4及び注5(注5は脳血管疾患等リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。)については適用しないものとする。</p>	<p>(ア) 略  (イ) 心大血管疾患リハビリテーション料金(Ⅱ)(1単位) <u>100点</u>  (ウ)～(オ) 略  (カ) 運動器リハビリテーション料金(Ⅰ)(1単位) <u>180点</u>  (キ) 略  (ク) 運動器リハビリテーション料金(Ⅲ)(1単位) <u>80点</u>  (ケ) 略  (ク) 呼吸器リハビリテーション料金(Ⅱ)(1単位) <u>80点</u></p> <p>イ 疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注1のただし書きにかかわらず、健保点数表に定める標準算定日数を超えて算定できることとし、健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定の注4(運動器リハビリテーション料においては注5)については適用しないものとする。</p>
5 術中透視装置使用加算	<p>(金額に変更なし)  <u>ア 「大腿骨」、「下腿骨」、「踵骨」、「上腕骨」、「前腕骨」及び「舟状骨」の骨折観血的手術又は骨折経皮的鋼線刺入固定術において、術中透視装置を使用した場合に算定できるものとする。</u>  <u>イ 「脊椎」の経皮的椎体形成術において、術中透視装置を使用した場合にも算定できるものとする。</u></p>	<p>「大腿骨」、「下腿骨」、「踵骨」、「上腕骨」及び「前腕骨」の骨折観血的手術において、術中透視装置を使用した場合に算定できるものとする。</p>
6 労災電子化加算	<p><u>5点</u>  電子情報処理組織の使用による労災診療費請求又は光ディスク等を用いた労災診療費請求を行った場合、当該診療費請求内訳書1件につき<u>5点</u>を算定できるものとする。</p>	<p><u>3点</u>  電子情報処理組織の使用による労災診療費請求又は光ディスク等を用いた労災診療費請求を行った場合、当該診療費請求内訳書1件につき<u>3点</u>を算定できるものとする。</p>
7 職場復帰支援・療養指導料(新設)	<p><u>精神疾患を主たる傷病とする場合</u>  月1回 <u>560点</u>  <u>その他の疾患の場合</u>  月1回 <u>420点</u></p>	

ア 傷病労働者（入院治療後通院療養を継続しながら終了が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を3か月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者。下記イからエにおいて同じ。）に対し、当該労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士若しくはソーシャルワーカーが、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋（別紙様式1～4）」を当該労働者に交付し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合に算定できるものとする。

イ 傷病労働者の主治医が、当該労働者の同意を得て、所属事業場の産業医（主治医が当該労働者の所属事業場の産業医を兼ねている場合を除く。）に対して文書をもって情報提供した場合についても算定できる。

ウ 傷病労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士若しくはソーシャルワーカーが、当該労働者の同意を得て、当該医療機関等を訪問した当該労働者の事業主と面談の上、職場復帰のために必要な説明及び指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合についても算定できる。

エ 上記ア～ウの算定は、同一傷病労働者につき、それぞれ3回を限度（慢性的な疾患を主病とする者で現に就労しているものについては、医師が必要と認める期間）とする。

（日本医師会医療保険課作成）



基発 0331 第 6 号  
平成 26 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

### 労災診療費算定基準の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号「労災診療費算定基準」(最終改定:平成 26 年 1 月 14 日付け基発 0114 第 1 号)。以下「算定基準」という。)をもって取り扱ってきたところであるが、本年 3 月 5 日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成 26 年厚生労働省告示第 57 号)等が公布されたことなどに伴い、今般、算定基準の一部を下記のとおり改め、本年 4 月 1 日以降の診療に適用することとしたので、了知の上、医療機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

#### 記

- 1 算定基準の記の 1 本文及び 5 中の「(最終改正:平成 24 年 3 月 5 日)」を「(最終改正:平成 26 年 3 月 5 日)」に改める。
- 2 算定基準の記の 1 (1) の「3,640 円」を「3,760 円」に、イの「注 3」を「注 5」に、「1,820 円」を「1,880 円」に改める。
- 3 算定基準の記の 1 (4) の「1,360 円」を「1,390 円」に、イの「注 2」を「注 3」に、「670 円」を「690 円」に改める。
- 4 算定基準の記の 1 (10) を削る。
- 5 算定基準の記の 1 (22) のアの (イ) 心大血管疾患リハビリテーション料 (Ⅱ) (1 単位) に係る「100 点」を「105 点」に、(カ) 運動器リハビリテーション料 (Ⅰ) (1 単位) に係る「180 点」を「185 点」に、(ク) 運動器リハビリテーション料 (Ⅲ) (1 単位) に係る「80 点」を「85 点」に、(コ) 呼吸器リハビリテーション料 (Ⅱ) (1 単位) に係る「80 点」を「85 点」に改め、イの「注 4 (運動器リハビリテーション料においては注 5)」を「注 4 及び注 5 (注 5 は脳血管疾患等リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。)」に改める。

6 算定基準の記の1 (24) のイの「社会福祉士又は精神保健福祉士に限る。」の次に「以下同じ。」を加える。

7 算定基準の記の1 (29) の文頭に「ア」を加え、「及び「前腕骨」の骨折観血的手術」を「、「前腕骨」及び「舟状骨」の骨折観血的手術又は骨折経皮的鋼線刺入固定術」に改めるとともに、次を加える。

「イ 「脊椎」の経皮的椎体形成術において、術中透視装置を使用した場合にも算定できるものとする。」

8 算定基準の記の1 (31) の「3点」を「5点」に改める。

9 算定基準の記の1 (31) の次に次を加える。

「(32) 職場復帰支援・療養指導料

精神疾患を主たる傷病とする場合 月1回 560点

その他の疾患の場合 月1回 420点

ア 傷病労働者（入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を3か月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者。下記イからエにおいて同じ。）

に対し、当該労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士若しくはソーシャルワーカーが、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋（別紙様式1～4）」を当該労働者に交付し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合に算定できるものとする。

イ 傷病労働者の主治医が、当該労働者の同意を得て、所属事業場の産業医（主治医が当該労働者の所属事業場の産業医を兼ねている場合を除く。）に対して文書をもって情報提供した場合についても算定できる。

ウ 傷病労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士若しくはソーシャルワーカーが、当該労働者の同意を得て、当該医療機関等に赴いた当該労働者の所属事業場の事業主と面談の上、職場復帰のために必要な説明及び指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合についても算定できる。

エ 上記ア～ウの算定は、同一傷病労働者につき、それぞれ3回を限度（慢性的な疾病を主病とする者で現に就労しているものについては、医師が必要と認める期間）とする。

10 算定基準の記の8中「平成24年3月5日付け保医発0305第2号」を「平成26年3月5日付け保医発0305第1号」に改める。

基 発 第 7 2 号  
昭和51年1月13日  
最終改正 基 発 0331第 6 号  
平成26年3月31日

各都道府県労働局長 殿

労働省労働基準局長

### 労災診療費算定基準について

標記については、昭和51年1月13日付け基発第72号（最終改正：平成26年1月14日）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり改め、平成26年4月1日以降の診療に適用するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

#### 記

- 1 労働者災害補償保険法（以下「法」という。）の規定による療養の給付に要する診療費の算定は、診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号（最終改正：平成26年3月5日））の別表第一医科診療報酬点数表及び第二歯科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に労災診療単価を乗じて行うものとする。

ただし、初診料、再診料、処置、手術、リハビリテーション料の一部及び入院基本料等の額又は点数は、次に定めるところによるものとする。

#### (1) 初診料 3,760円

ア 労災保険の初診料は、支給事由となる災害の発生につき算定できるものとする。したがって、既に傷病の診療を継続（当日を含む。以下同じ。）している期間中に、当該診療を継続している医療機関において、当該診療に係る事由以外の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病により、初診を行った場合は、初診料を算定できるものとする。

イ 健保点数表（医科に限る。）の初診料の注5のただし書に該当する場合（上記アに規定する場合を除く。）については、1,880円を算定できる。

#### (2) 削除

#### (3) 初診時ブラッシング料 91点

創面が異物の混入、附着等により汚染している創傷の治療に際し、生理食塩水、

蒸留水等を使用して創面のブラッシングを行った場合に算定できる。

ただし、この算定は同一傷病につき1回限り（初診時）とする。

(4) 再診料 1,390円

ア 一般病床の病床数200床未満の医療機関及び一般病床の病床数200床以上の医療機関の歯科、歯科口腔外科において再診を行った場合に算定できるものとする。

イ 健保点数表（医科に限る。）の再診料の注3に該当する場合については、690円を算定できる。

(5) 再診時療養指導管理料 920円

外来患者に対する再診の際に、療養上の食事、日常生活動作、機能回復訓練及びメンタルヘルスに関する指導を行った場合にその都度算定できる。

(6) 入院基本料

入院の日から起算して2週間以内の期間 健保点数の1.30倍

上記以降の期間 健保点数の1.01倍

入院基本料の点数を、入院の日から起算して2週間以内の期間については、健保点数（入院患者の入院期間に応じ、加算する点数は含まない。）の1.30倍、それ以降の期間については、一律、健保点数の1.01倍（いずれも1点未満の端数は四捨五入する。）とする。

(7) 四肢（鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。）の傷病に係る処置等の加算

四肢（鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。）の傷病に係る次の処置等の点数は、健保点数の1.5倍として算定できる（1点未満の端数は1点に切り上げる。）。

なお、手（手関節以下）、手の指に係る次のア、イの処置及びエの手術については、健保点数の2倍として算定できる。

また、次のエの手の指に係る創傷処理（筋肉に達しないもの。）については、指1本の場合は健保点数表における創傷処理の筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満）の点数（以下この項において「基本点数」という。）の2倍とし、指2本の場合は指1本の場合の点数に基本点数を加算した点数、指3本の場合は指2本の場合の点数に基本点数を加算した点数、指4本の場合は指3本の場合の点数に基本点数を加算した点数、指5本の場合は基本点数を5倍した点数とする。

ア 創傷処置、爪甲除去（麻酔を要しないもの）、穿刺排膿後薬液注入、熱傷処置、重度褥瘡処置、ドレーン法及び皮膚科軟膏処置

イ 関節穿刺、粘（滑）液嚢穿刺注入、ガングリオン穿刺術、ガングリオン圧砕法及び消炎鎮痛等処置のうち「湿布処置」

ウ 絆創膏固定術、鎖骨又は肋骨骨折固定術、皮膚科光線療法、鋼線等による直達牽引（2日目以降）、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、消炎鎮痛等処置のうち「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」、低出力レ



レーザー照射

エ 皮膚切開術、創傷処理、デブリードマン、筋骨格系・四肢・体幹手術及び神経・血管の手術

オ リハビリテーション

(8) 手指の創傷に係る機能回復指導加算 190点

手（手関節以下）及び手の指の初期治療における機能回復指導加算として、当該部位について、健保点数表における「皮膚切開術」、「創傷処理」、「デブリードマン」及び「筋骨格系・四肢・体幹」の手術を行った場合に1回に限り所定点数にさらに190点を加算できる。

(9) 削除

(10) 削除

(11) 入院室料加算

入院室料加算は、次の①及び②の要件に該当する場合に③に定める金額を算定できるものとする。

ただし、健保点数表において特定入院料として定められている点数（救命救急入院料、特定集中治療室管理料等）の算定の対象となっている傷病労働者については、入院室料加算は算定できないものであること及び②のエの要件に該当する場合は、初回入院日から7日を限度とする。

① 保険外併用療養費における特別の療養環境の提供に関する基準を満たした病室で、傷病労働者の容体が常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされている個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋に収容した場合。

② 傷病労働者が次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア 症状が重篤であって、絶対安静を必要とし、医師又は看護師が常時監視し、随時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。

イ 症状は必ずしも重篤ではないが、手術のため比較的長期にわたり医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。

ウ 医師が、医学上他の患者から隔離しなければ適切な診療ができないと認めたもの。

エ 傷病労働者が赴いた病院又は診療所の普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養を必要とするもの。

③ 医療機関が当該病室に係る料金として表示している金額を算定することができる。

ただし、当該表示金額が次に示す額を超える場合には次に示す額とする。

1日につき	個室	甲地	10,000円、乙地9,000円
	2人部屋	甲地	5,000円、乙地4,500円
	3人部屋	甲地	5,000円、乙地4,500円
	4人部屋	甲地	4,000円、乙地3,600円

(12) 削除

(13) 削除

(14) ① 消炎鎮痛等処置（「湿布処置」を除く。）、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射、介達牽引、矯正固定及び変形機械矯正術（以下「消炎鎮痛等処置等」という。）に係る点数は、負傷にあつては受傷部位ごとに、疾病にあつては1局所（上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの躯幹をそれぞれ1局所とする。）ごとに、1日につきそれぞれ健保点数を算定できる。

ただし、3部位以上又は3局所以上にわたり当該処置を施した場合は、1日につき3部位又は3局所を限度とする。

なお、消炎鎮痛等処置等と疾患別リハビリテーションを同時に行った場合は、疾患別リハビリテーションの点数と、消炎鎮痛等処置等の1部位（局所）に係る点数をそれぞれ算定できる。

② 削除

(15) 病衣貸与料 1日につき7点

入院患者に対し、医療機関が病衣を貸与した場合に算定できる。

(16) 削除

(17) 削除

(18) 療養の給付請求書取扱料 2,000円

労災保険指定医療機関等において、「療養（補償）給付たる療養の給付請求書（告示様式第5号又は第16号の3）」を取り扱った場合（再発を除く。）に算定できる。

(19) 固定用伸縮性包帯

固定用伸縮性包帯を特定保険医療材料とする。

算定額は、実際に医療機関が購入した価格を10円で除し、労災診療単価を乗じた額とする。

(20) 救急医療管理加算

初診の傷病労働者について救急医療を行った場合に、次の金額を算定できる。

入院 6,000円

入院外 1,200円

ただし、この算定は同一傷病につき1回限り（初診時）とする。

なお、入院については初診に引き続き入院している場合は7日間を限度に算定できるものとする。

また、健保点数表における「救急医療管理加算」と重複算定することはできない。

(21) 削除

(22) リハビリテーション

ア 疾患別リハビリテーションについては、健保点数表のリハビリテーションの通則1にかかわらず、次の点数で算定することができるものとする。

(ア) 心大血管疾患リハビリテーション料 (I) (1単位)	250点
(イ) 心大血管疾患リハビリテーション料 (II) (1単位)	105点
(ウ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) (1単位)	250点
(エ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (II) (1単位)	200点
(オ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (III) (1単位)	100点
(カ) 運動器リハビリテーション料 (I) (1単位)	185点
(キ) 運動器リハビリテーション料 (II) (1単位)	180点
(ク) 運動器リハビリテーション料 (III) (1単位)	85点
(ケ) 呼吸器リハビリテーション料 (I) (1単位)	180点
(コ) 呼吸器リハビリテーション料 (II) (1単位)	85点

イ 疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注1のただし書にかかわらず、健保点数表に定める標準的算定日数を超えて算定できることとし、健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定の注4及び注5（注5は脳血管疾患等リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。）については、適用しないものとする。

ウ 入院中の傷病労働者に対し、訓練室以外の病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした疾患別リハビリテーション料 (I) (運動器リハビリテーション料 (II) を含む。) を算定すべきリハビリテーションを行った場合は、ADL加算として1単位につき30点を所定点数に加算して算定できるものとする。

エ 健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定における早期リハ

ビリテーション加算及び初期加算については、健保点数表に準じるものとする。

(23) 削除

(24) 職業復帰訪問指導料

精神疾患を主たる傷病とする場合 1日につき760点

その他の疾患の場合 1日につき570点

ア 入院期間が1月を超えると見込まれる傷病労働者が職業復帰を予定している事業場に対し、医師又は医師の指示を受けた看護職員（看護師及び准看護師。以下同じ。）、理学療法士若しくは作業療法士（以下「医師等」という。）が傷病労働者の職場を訪問し、当該職場の事業主に対して、職業復帰のために必要な指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合に、当該入院中及び退院後の通院中に合わせて3回（入院期間が6月を超えると見込まれる傷病労働者にあつては、当該入院中及び退院後の通院中に合わせて6回）に限り算定できるものとする。

イ 医師等のうち異なる職種の者2人以上が共同して又は医師等がソーシャルワーカー（社会福祉士又は精神保健福祉士に限る。以下同じ。）と一緒に訪問指導を行った場合は、380点を所定点数に加算して算定できるものとする。

ウ 精神疾患を主たる傷病とする場合にあつては、医師等に精神保健福祉士を含むものとする。

(25) 精神科職場復帰支援加算 200点

精神科を受診中の者に、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア、精神科作業療法、通院集団精神療法を実施した場合であつて、当該患者のプログラムに職場復帰支援のプログラムが含まれている場合に、週に1回算定できるものとする。

(26) 石綿疾患療養管理料 225点

石綿関連疾患（肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚に限る。）について、診療計画に基づく受診、検査の指示又は服薬、運動、栄養、疼痛等の療養上の管理を行った場合に月2回に限り算定できるものとする。

(27) 石綿疾患労災請求指導料 450点

石綿関連疾患（肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚に限る。）の診断を行った上で、傷病労働者に対する石綿ばく露に関する職歴の問診を実施し、業務による石綿ばく露が疑われる場合に労災請求の勧奨を行い、現に療養補償給付たる療養の給付請求書（告示様式第5号）又は

療養補償給付たる療養の費用請求書（告示様式第7号（1））が提出された場合に、1回に限り算定できるものとする。

(28) リハビリテーション情報提供加算 200点

健保点数表の診療情報提供料が算定される場合であって、医師又は医師の指揮管理のもと理学療法士若しくは作業療法士が作成した職場復帰に向けた労災リハビリテーション実施計画書（転院までの実施結果を付記したもの又は添付したものに限る。別紙様式5）を、傷病労働者の同意を得て添付した場合に算定できるものとする。

(29) 術中透視装置使用加算 220点

ア 「大腿骨」、「下腿骨」、「踵骨」、「上腕骨」、「前腕骨」及び「舟状骨」の骨折観血的手術又は骨折経皮的鋼線刺入固定術において、術中透視装置を使用した場合に算定できるものとする。

イ 「脊椎」の経皮的椎体形成術において、術中透視装置を使用した場合にも算定できるものとする。

(30) 頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯

医師の診察に基づき、頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯の使用が必要と認める場合に、実際に医療機関が購入した価格を10円で除し、労災診療単価を乗じた額を算定できるものとする。

(31) 労災電子化加算 5点

電子情報処理組織の使用による労災診療費請求又は光ディスク等を用いた労災診療費請求を行った場合、当該診療費請求内訳書1件につき5点を算定できるものとする。

(32) 職場復帰支援・療養指導料

精神疾患を主たる傷病とする場合 月1回 560点

その他の疾患の場合 月1回 420点

ア 傷病労働者（入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を3か月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者。下記イからエについて同じ。）に対し、当該労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士若しくはソーシャルワーカーが、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋（別紙様式1～4）」を当該労働者に交付し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合に算定できるものとする。

イ 傷病労働者の主治医が、当該労働者の同意を得て、所属事業場の産業医（主治医が当該労働者の所属事業場の産業医を兼ねている場合を除

く。) に対して文書をもって情報提供した場合についても算定できる。

ウ 傷病労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士若しくはソーシャルワーカーが、当該労働者の同意を得て、当該医療機関等に赴いた当該労働者の所属事業場の事業主と面談の上、職場復帰のために必要な説明及び指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合についても算定できる。

エ 上記ア～ウの算定は、同一傷病労働者につき、それぞれ3回を限度（慢性的な疾病を主病とする者で現に就労しているものについては、医師が必要と認める期間）とする。

2 前記1の労災診療単価は、12円とする。ただし、以下に係るものについては、11円50銭とする。

(1) 国及び法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人

(2) 法人税法第2条第6号に規定する公益法人等であって、法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）第5条第29号に掲げる医療保健業を行うもの

3 指定薬局に係る療養の給付に要する費用の算定は、前記1の厚生労働省告示別表第三調剤報酬点数表に基づき行うものとする。

4 入院時の食事に係る療養の給付に要する費用については、平成18年3月6日厚生労働省告示第99号別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養に定める金額の1.2倍により算定するものとする。

なお、10円未満の端数については四捨五入すること。

5 指定訪問看護事業者に係る療養の給付に要する費用については、平成20年3月5日厚生労働省告示第67号（最終改正：平成26年3月5日）別表訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法により算定するものとする。

6 法の規定による療養の費用を支給する場合の支給限度額の算定は、以上の取扱いに準じて行うものとする。

7 健保点数に労災診療単価を乗じて算定している項目については、改正後の健保点数により算定するものとする。

なお、薬価基準による算定についても、改正後の薬価基準によるので留意すること。

8 入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭

和25年法律第95号) 第11条の3に基づく人事院規則9-49(地域手当)により支給区分が1級地から5級地とされる地域及び当該地域に準じる地域(平成26年3月5日付け保医発0305第1号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙の人事院規則で定める地域に準じる地域のうち4級地及び5級地)をいい、入院室料加算の地域区分の乙地とは、甲地以外の地域をいう。

## 9 削除

# 指導管理箋

労働者災害補償保険

第 回 目

氏名				生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男・女
負傷又は 発病年月日	昭和 平成	年 月 日	傷病名				
休業前の 職種		(深夜勤 有・無)	復帰を希望 する職種	原職・事務職・その他( )			

## 就労に当たって必要な指導事項

- 職務内容変更の必要性  
①あり(理由: ) ②なし
- 作業制限の必要性(職務内容変更ありの場合、作業制限の有無)  
①軽作業可 ②一般事務可 ③肉体力労働の制限 ④普通勤務可 ⑤その他( )  
( ①~③の場合その期間(推定) )  
平成 年 月 頃まで
- 勤務時間調整の必要性  
①あり(1日 時間まで、週 時間まで) ②なし  
\*②なしの場合、時間外勤務調整の必要性  
①あり(1日 時間まで、週 時間まで) ②なし ③深夜勤不可
- 遠隔地出張(宿泊を伴うもの、海外出張など)の制限の必要性  
①あり(制限( )・禁止) ②なし
- 自動車運転・危険を伴う機械操作等、作業内容制限の必要性  
①あり( ) ②なし
- 対人業務の制限の必要性  
①あり( ) ②なし
- その他就労に当たって配慮しなければならない事項等について  
(例:職責の大きさ、労働密度、職場での人間関係)  
( )

## 就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項

- 就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項  
( )
- 今後の療養の予定  
月に 回程度の診療予定

平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

病院又は \_\_\_\_\_

診療所の 名称 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ (印)

(注) この指導管理箋は、入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を3ヵ月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者に対し、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載するものです。



指導管理箋(産業医提出用)

労働者災害補償保険

第 回 目

氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	男・女
----	--	------	----------------------	---	---	---	-----

休業前の 職種	(深夜勤 有・無)	復帰を希望 する職種	原職・事務職・その他( )
------------	--------------	---------------	---------------

病名 (1. ) (2. )

発症(受傷)年月日 ( 年 月 日・不明 ) 初診年月日 ( 年 月 日 )

初診時症状 [ ]

入院 ( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 )

通院 ( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 )

病状経過 ( ①不変・②改善傾向・③軽快・④寛解・⑤その他( ) )

現在の症状 [ ]

現在の治療内容(薬剤の内容を含む。)に関する特記事項

今後の治療予定 ( ①入院・②入院及び通院・③通院・④治療不要 )

入院 ( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 )

通院 ( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 ) 月に 回程度

症状固定の見込み 年 月頃

就労に当たって勤務内容に対する意見

1 勤務可能(条件なし)

2 勤務可能(条件あり) [ 条件のある期間 平成 年 月頃まで ]

ア 職務内容の変更 不要・要

イ 作業内容の制限 不要・要(軽作業可・一般事務可・肉体労働のみ制限・普通勤務可・その他( ) )

ウ 時間外労働の禁止・軽減 不要・要(特記事項: )

エ 遠隔地出張(宿泊を伴うもの、海外出張など)の禁止・軽減 不要・要(特記事項: )

オ 自動車運転・危険を伴う機械操作等の制限 不要・要(特記事項: )

カ 対人業務の制限 不要・要(特記事項: )

キ その他勤務内容に対する意見(例:職責の大きさ、労働密度、職場での人間関係) ( )

就労に当たって必要な職場での留意点

上記のとおり診断します。

平成 年 月 日

所在地

病院又は

名称

診療所の

医師名

⑩

## 指導管理箋

労働者災害補償保険

第 回 目

氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男・女
負傷又は 発病年月日	昭和 平成	年 月 日	傷病名		
休業前の 職種		〔深夜勤 有・無〕	復帰を希望 する職種	原職・事務職・その他( )	

### 就労に当たって必要な指導事項

- 1 職務内容変更の必要性  
①あり(理由: ) ②なし
- 2 作業制限の必要性(職務内容変更ありの場合、作業制限の有無)  
①軽作業可 ②一般事務可 ③肉体労働のみ制限 ④普通勤務可 ⑤その他( )  
〔 ①～③の場合その期間(推定) 〕  
平成 年 月 頃まで
- 3 勤務時間調整の必要性  
①あり(1日 時間まで、週 時間まで) ②なし  
\*②なしの場合、時間外勤務調整の必要性  
①あり(1日 時間まで、週 時間まで) ②なし ③深夜勤不可
- 4 遠隔地出張(宿泊を伴うもの、海外出張など)の制限の必要性  
①あり(制限( )・禁止) ②なし
- 5 自動車運転・危険を伴う機械操作等、作業内容制限の必要性  
①あり( ) ②なし
- 6 その他就労に当たって配慮しなければならない事項等について  
〔 〕

### 就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項

- 1 就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項  
〔 〕
- 2 今後の療養の予定  
月に 回程度の診療予定

平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

病院又は \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

診療所の \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_ ㊞

(注) この指導管理箋は、入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を3ヵ月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者に対し、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載するものです。

労働者災害補償保険

指導管理箋(産業医提出用)

第 回 目

氏名	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	男・女
休業前の 職種	(深夜勤 有・無)	復帰を希望 する職種	原職・事務職・その他( )			
病名	(1. ) (2. )					
発症(受傷)	年月日 ( 年 月 日・不明 )		初診	年月日 ( 年 月 日 )		
初診時症状	[ ]					
入院	( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 )					
通院	( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 )					
病状経過	( ①不変・②改善傾向・③軽快・④寛解・⑤その他( ) )					
現在の症状	[ ]					
現在の治療内容(薬剤の内容を含む。)に関する特記事項						
今後の治療予定 ( ①入院・②入院及び通院・③通院・④治療不要 )						
入院	( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 )					
通院	( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 )		1月に	回程度		
症状固定の見込み	年 月頃					
就労に当たって勤務内容に対する意見						
1	勤務可能(条件なし)					
2	勤務可能(条件あり) [ 条件のある期間 平成 年 月頃まで ]					
ア	職務内容の変更 不要・要					
イ	作業内容の制限 不要・要(軽作業可・一般事務可・肉体労働のみ制限・普通勤務可・その他( ) )					
ウ	時間外労働の禁止・軽減 不要・要(特記事項: )					
エ	遠隔地出張(宿泊を伴うもの、海外出張など)の禁止・軽減 不要・要(特記事項: )					
オ	自動車運転・危険を伴う機械操作等の制限 不要・要(特記事項: )					
カ	その他勤務内容に対する意見 ( )					
就労に当たって必要な職場での留意点						

上記のとおり診断します。

平成 年 月 日

所在地

病院又は

名称

診療所の

医師名

労災リハビリテーション実施計画書

患者氏名	男・女		年生 ( 歳)		計画評価実施日	年	月	日
リハ担当医	PT	OT	ST					
原因疾患(発症・受傷日)			合併疾患・コントロール状態(高血圧, 心疾患, 糖尿病等)					

評価項目・内容(コロン(:)の後に具体的内容を記入)

心身機能・構造	<input type="checkbox"/> 意識障害:(3-3-9: ) <input type="checkbox"/> 認知症: <input type="checkbox"/> 中枢性麻痺 (ステージ・グレード)右上肢: 右手指: 右下肢: 左上肢: 左手指: 左下肢: <input type="checkbox"/> 筋力低下(部位, MMT: )	<input type="checkbox"/> 失行・失認:  <input type="checkbox"/> 音声・発話障害( <input type="checkbox"/> 構音障害, <input type="checkbox"/> 失語症:種類 )  <input type="checkbox"/> 摂食機能障害: <input type="checkbox"/> 排泄機能障害: <input type="checkbox"/> 拘縮: <input type="checkbox"/> 褥瘡: <input type="checkbox"/> 起立性低血圧:
	基本動作 <input type="checkbox"/> 立位保持(装具: ) <input type="checkbox"/> 手放し, <input type="checkbox"/> つかまり, <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 平行棒内歩行(装具: ) <input type="checkbox"/> 独立, <input type="checkbox"/> 一部介助, <input type="checkbox"/> 非実施 <input type="checkbox"/> 訓練室内歩行(装具: ) <input type="checkbox"/> 独立, <input type="checkbox"/> 一部介助, <input type="checkbox"/> 非実施	

自立度	日常生活(病棟)実行状況:「している“活動”」				訓練時能力:「できる“活動”」			
	自立	監視	一部介助	全非実施	自立	監視	一部介助	全非実施
ADL・ASL等					使用用具・杖・装具	姿勢・実行場所	使用用具・杖・装具	姿勢・場所(訓練室・病棟等)
屋外歩行								
病棟トイレへの歩行								
病棟トイレへの車椅子駆動								
車椅子・ベッド間移乗								
椅子座位保持								
ベッド起き上がり								
排尿(昼)								
排尿(夜)								
食事								
整容								
更衣								
装具・靴の着脱								
入浴								
コミュニケーション								

活動度 日中臥床: 無, 有(時間帯: ) 理由 )  
 日中座位: 椅子, 車椅子, ベッド上, キャッチアップ

職業( <input type="checkbox"/> 無職, <input type="checkbox"/> 病欠中, <input type="checkbox"/> 休職中, <input type="checkbox"/> 発症後退職, <input type="checkbox"/> 退職予定) これまでの職種・業種・仕事内容: これまでの通勤方法: 復職希望 <input type="checkbox"/> 現職復帰 <input type="checkbox"/> 転職 <input type="checkbox"/> その他: 経済状況:	社会参加(内容・頻度等, 発症前状況を含む。)
--	-------------------------

復職 <input type="checkbox"/> 現職復帰 <input type="checkbox"/> 転職 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> その他: 仕事内容の変更 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有: 通勤方法の変更 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有: 職場復帰に向けた目標:	本人の希望  家族の希望
---	--------------------

方針	リハビリテーション終了の目安・時期
----	-------------------

具体的アプローチ

本人・家族への説明	年	月	日	本人サイン	家族サイン	説明者サイン
-----------	---	---	---	-------	-------	--------

(記入上の留意点)  
 1 「評価項目・内容」の「参加」欄の「これまでの職種・業種・仕事内容」、「これまでの通勤方法」、「復職希望」を記入すること。  
 2 「目標」欄には、傷病労働者のこれまでの仕事内容、これまでの通勤方法、復職希望等を踏まえ、仕事内容及び通勤方法の変更の必要性を判断し、「職場復帰に向けた目標」を設定の上、記入すること。  
 3 「具体的アプローチ」欄には、傷病労働者の「職場復帰に向けた目標」を踏まえ、業務内容・通勤方法等を考慮したアプローチ(キーボードの打鍵やバスへの乗車等)を記入すること。



基勞補発 0331 第 5 号  
平成 26 年 3 月 31 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

労災診療費算定基準の一部改定については、平成 26 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 6 号（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、この運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

#### 記

#### 1 初診料及び再診料（局長通達の記の 2 及び 3 関係）

(1) 初診料の 3,640 円及び再診料の 1,360 円については、健康保険診療報酬点数表の改正（以下「健保改正」という。）により初診料及び再診料が改正されたことを考慮し、今般、その点数をそれぞれ 3,760 円、1,390 円としたこと。

なお、診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号）の別表第一医科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の初診料の注 5（健保改正前の注 3）ただし書き又は再診料の注 3（健保改正前の注 2）に該当する場合については、その点数をそれぞれ 1,880 円、690 円としたこと。

(2) 健保改正により、初診料（医科に限る。）に注 3 及び注 4 が、再診料（医科に限る。）に注 2 が新たに設けられたが、労災保険においては、これを適用しないこと。

#### 2 再就労療養指導管理料（局長通達の記の 4 関係）

局長通達の記の 9 により、職場復帰支援・療養指導料が新たに設けられたため、再就労療養指導管理料については廃止するものであること。

#### 3 リハビリテーション（局長通達の記の 5 関係）

(1) 健保点数表の疾患別リハビリテーション料の改定に伴い、心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）、（Ⅲ）及び呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）の点数を見直したものであること。

(2) 健保改正により、脳血管疾患リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に注 5 が新たに設けられたが、労災保険においては、これを

適用しないこととしたこと。

#### 4 職場復帰訪問指導料（局長通達の記の6関係）

局長通達の記の9により、新たに職場復帰支援・療養指導料が設けられたことに伴い、文言の整理を行ったものであること。

#### 5 術中透視装置使用加算（局長通達の記の7関係）

傷病労働者の早期職場復帰の観点から、対象部位に舟状骨を、対象手術に骨折経皮的鋼線刺入固定術を追加し、新たに当該加算を算定できるようにしたものであること。

また、脊椎に経皮的椎体形成術を行う場合についても、新たに当該加算を算定できるようにしたものであること。

#### 6 労災電子化加算（局長通達の記の8関係）

電子レセプト請求を実施する医療機関の負担軽減を図るため、点数を引き上げたものであること。

#### 7 職場復帰支援・療養指導料（局長通達の記の9関係）

通院療養を継続しながら就労が可能な傷病労働者に対する支援としては、これまで「再就労療養指導管理料」により、医師が傷病労働者に対して指導等を行った場合及び産業医に対して情報提供を実施した場合を評価対象としていたところであるが、職場復帰支援の充実を図るため、これらの評価対象に加えて、医師が医療機関等に赴いた所属事業場の事業主と面談の上、必要な説明及び指導を行うことを新たに評価することとしたこと。

また、医療現場においてチーム医療が推進されている実態を踏まえ、医師の指示を受けた看護職員（看護師及び准看護師。）、理学療法士、作業療法士及びソーシャルワーカー（社会福祉士及び精神保健福祉士に限る。）（以下「ソーシャルワーカー等」という。）が傷病労働者と面談の上、指導等の内容を記した文書を交付し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合のほか、ソーシャルワーカー等が医療機関等に赴いた所属事業場の事業主に対し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合、これを新たに評価することとしたこと。

なお、事業主には、人事・労務担当者等傷病労働者の職場復帰に関する権限を有する者も含むものであること。

#### 8 入院基本料

(1) 健保改正により通則8が新設されたが、この算定については入金基本料の所定点数から当該減算の40点を減算後、1.30倍又は1.01倍するものであること。

(2) 健保改正により「月平均夜勤時間超過減算」、「慢性維持透析管理加算」、

「在宅復帰機能強化加算」、「精神保健福祉士配置加算」、「看護補助配置加算」及び「栄養管理実施加算」が新設されたが、これらの算定については入院基本料の所定点数に加算後又は減算後の点数を 1.30 倍又は 1.01 倍するものであること。

- (3) 健保改正により「ADL維持向上等体制加算」が新設されたが、この算定については入院基本料の所定点数を 1.30 倍又は 1.01 倍した後の点数に当該加算を行うものであること。



基 発 0331 第 7 号  
平成 26 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労災保険における看護料算定基準の一部改正について

労災保険における看護料算定基準については、昭和 62 年 3 月 12 日付け基発第 132 号「労災保険における看護料算定基準について」(最終改正：平成 24 年 3 月 30 日付け基発 0330 第 21 号) により取り扱ってきたところであるが、今般通達の一部を下記のとおり改正したので通知する。

記

1 改正の趣旨

労災保険における看護料の地域区分の地域については、人事院規則 9-49 に定める支給地域及び当該地域に準じる地域(平成 24 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(以下「通知」という。))の別添 3 第 8 の別紙の人事院規則で定める地域に準じる地域。以下同じ。)としているところであるが、今般、通知が廃止され、新たに平成 26 年 3 月 5 日付けの通知が発出されたことに伴い、当該地域に準じる地域の根拠となる通知の変更を行うものであること。

なお、当該地域に準じる地域の範囲については、従前どおりである。

2 改正内容

看護料算定基準の記の 1 (2) 中「平成 24 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号」を「平成 26 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号」に改める。



基 発 第 1 3 2 号  
昭和62年 3 月12日  
最終改正 基 発 0331第 7 号  
平成26年 3 月31日

各都道府県労働局長 殿

労働省労働基準局長

### 労災保険における看護料算定基準について

標記については、昭和62年 3 月12日付け基発第132号（最終改正：平成24年 3 月30日）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり改め、平成26年 4 月以降の看護料に適用するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。

#### 記

#### 1 支給基準について

- (1) 各都道府県労働局における看護料の支給にあたっては、別表に定める「算定基準」に基づいて各都道府県労働局長と管内関係者看護団体等と協定を締結のうえ支給するものとする。なお、親族又は友人による看護に対する看護料は、別表の(4)によること。
- (2) 看護料の地域区分については、看護が行われた医療機関の所在地が該当する地域区分によるものとする。また、地域区分の地域は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3に基づき人事院規則9-49（地域手当）に定める支給地域及び当該地域に準じる地域（平成26年 3 月 5 日付け保医発0305第1号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙の人事院規則で定める地域に準じる地域）の地域区分とする。

#### 2 割増加算について

看護料の加算については、特別労災付添看護について認めるものとし、その取扱いは次によるものとする。

- (1) 泊り込み看護の場合は、看護料の47%とすること。
- (2) せき髄損傷、じん肺症及び頭部外傷の患者に対する看護の場合は、看護料の10%増とすること。
- (3) 親族又は友人による看護については、看護料の加算は認められないこと。

別表

労災保険における看護料算定基準

(平成18年4月1日)

特別労災付添看護

(1) 看護師による看護

(傷病労働者1日1人当たりの看護料)

地域区分	1人付看護	2人付看護	3人付看護
1級地から5級地	11,540円	5,770円	4,650円
6級地	10,910円	5,460円	4,430円
その他の地域	10,600円	5,300円	4,300円

(2) 准看護師による看護

(傷病労働者1日1人当たりの看護料)

地域区分	1人付看護	2人付看護	3人付看護
1級地から5級地	9,810円	5,430円	4,650円
6級地	9,270円	5,170円	4,430円
その他の地域	9,000円	5,010円	4,300円

(3) 看護補助者による看護

(傷病労働者1日1人当たりの看護料)

地域区分	1人付看護	2人付看護	3人付看護
1級地から5級地	8,650円	5,430円	4,650円
6級地	8,180円	5,170円	4,430円
その他の地域	7,950円	5,010円	4,300円

(注) 上記(1)、(2)及び(3)において、看護担当者が傷病労働者4人以上を看護した場合の看護担当者1日1人当たりの看護料は、3人付添看護に係る傷病労働者1日1人当たりの看護料に3を乗じた額を限度とする。

(4) 親族又は友人による看護

地域区分	看護料
1級地から5級地	3,930円
6級地	3,720円
その他の地域	3,610円